

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画の趣旨

近年、雇用環境の変化、家族形態の多様化、急速な少子高齢化が進行する中で、男女が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会\*の形成が望まれています。そのためには、男女の身体の構造の違いから生じる差はあっても、そのことを原因とする差別や性別による固定的役割分担意識を解消する必要があります。

しかしながら、現状ではこれまでの長い慣習からくる「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識\*が根強く残っており、男女共同参画社会\*の推進を阻害する要因になっているものと考えられます。

また、社会経済の急激な変化に伴い、男性はより過重な労働を、また働く女性は仕事と家事の二重負担を強いられるなど、仕事と家庭生活を両立することが困難となり、男性も女性も自らの意思による多様な生き方を選択することが難しい状況にあるといえます。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会基本法\*の理念や秋田県男女共同参画推進条例に基づき、横手市の男女共同参画社会\*づくりに向けて取り組むべき課題に対応するため「横手市男女共同参画行動計画」を策定しました。

### 2. 計画の役割と位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法\*」の理念及び同法に規定されている地方公共団体の責務を考慮して策定したものです。
- (2) この計画は、国・県の計画並びに横手市総合計画との整合性が図られるよう勘案し、横手市における男女共同参画社会\*の形成に向けて、総合的かつ長期的に講ずるべき施策を示すとともに、市民と一緒に考え行動するための指針とするものです。

### 3. 計画の期間

- (1) この計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。
- (2) 社会情勢の変化、国・県の動向、計画の進捗状況を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 計画の内容

### 1. 基本理念

- (1) 男女ともに基本的人権を尊重し、いろいろな分野に対等な立場で参画できる社会を構築します。
- (2) 男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、その個性と能力が発揮できる社会を構築します。
- (3) 仕事と家庭生活の調和が取れる環境を整備し、社会活動に参画できる社会を構築します。

### 2. 横手市における男女共同参画社会\*の将来像と基本目標

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力が発揮できる男女共同参画社会\*を実現するため、その将来像を

**一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち** とし、

次の5つの基本目標に添った行動計画に基づき、総合的に施策を展開します。

#### **家族・家庭** ……自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

一人ひとりが家族や家庭の一員として、自立した考え方で役割を分担し、互いの協力で円満な家庭生活を送ることができる社会を築きます。

#### **社会活動** ……対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして

政策・方針決定の場への女性の登用を促進し、あらゆる場で男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会を築きます。

#### **雇用・労働** ……仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

働く場での不公平感の是正や仕事と家庭生活の調和の取れた労働環境をめざし、女性の多様な働き方と能力を活かせる社会を築きます。

#### **福祉・健康** ……自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

男女とも個人として自立ができ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいをもてる社会を築きます。

#### **教育・行政** ……共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

教育の場においては性別にとらわれない教育の推進と、男女共同参画の理念に基づいた行政運営を実施します。

3. 計画の体系

